

第9回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和6年4月22日（月）午後2時00分～午後3時05分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
9番：刈部委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

なし

会議経過

1 開 会

出席委員19名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号18番の宇梶委員、19番の高橋委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から6号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号から6号までの6議案のうち、議案第5号については、条件を付して許可すべきものと調査しております。議案第5号について御説明いたします。上河内地区の申請です。賃貸人は、相続したが耕作できないため、賃借人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地に10年間の賃借権を設定し、ニンジンを作付けする旨の申請です。賃借人は、平成28年12月26日に設立された農地所有適格法人で、農産物の生産及び販売等を主な目的としております。農機具の調達状況は、トラクター1台、収穫機1台、管理機1台をリースにて確保しており、

営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しております。なお、本申請は農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第5号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第5号を除く、議案第1号から6号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、蕎麦を作付けする旨の申請です。譲受人は、鹿沼市に14,265平方メートルの耕作地があり、鹿沼市農業委員会に利用状況について確認済です。農機具の調達状況は、耕運機1台を所有しており、営農に支障はありません。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、高

齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しており営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、既に申請地を母からの使用貸借により借受けて耕作し、農業次世代人材投資資金の交付を受けておりますが、今回、世帯内贈与により取得し、引き続き水稻及び野菜を作付けする旨の申請です。贈与税の支払い意思についても確認しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、耕作に必要な農作業への従事状況、及び現在耕作している農地の利用状況等についても問題なく、申請地も全て耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第5号を除く、議案第1号から6号について、質疑願います。

委 員 議案第2号について、譲受人はいくつの方か。

事務局 70歳です。

委 員 譲受人の農機具調達状況について、鹿沼市に14,265平方メートルの耕作地に対し、耕運機1台のみの所有とのことで、耕作が大変かと思われるが、鹿沼市ではどのような耕作状況か教えていただきたい。

事務局 耕運機1台のほか、トラクターをリースで使用しており、鹿沼市で麦を作付しているとのことですので、営農状況に支障はないものと調査しております。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 譲受人の住所が鹿沼市上奈良部となっているが、私の記憶に間違いがなければ、旧栗野町境のほうで、宇都宮からはかなり遠いのではないか。

事務局 譲受人の通作についてですが、農地までの距離が約18キロメートルあり、30分以上かかりますが、通作は可能とのこと。

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号を除く、議案第1号から6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第7号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を

売買により取得し、自家消費野菜を作付する旨の申請です。譲受人の耕作に必要な農作業への従事状況について問題なく、申請地も耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第7号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号及び9号について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号及び9号については、事業概要が同一で、申請地も隣接のため、併せて御説明いたします。いずれも雀宮地区の申請です。申請人は、耕作の利便性向上のため、1年間の一時転用により、盛土する農地改良の申請です。土地利用計画については、土地が低いため、盛土をして畑として利用する計画で、盛土の高さは最大で2メートルとなっており、盛土用の土砂については、県内外各所から6,118立方メートルを搬入する計画となっております。なお、申請地は、農振農用地ではありますが、一時転用のため、不許可の例外に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議長 議案第8号及び9号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号及び9号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。

日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第10号から16号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第10号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、申請地に20年の賃借権を設定し、申請地にコンビニエンスストアを建築する旨の申請です。同時利用地の雑種地1,276平方メートルを、併せて利用する計画で、都市計画法第34条9号の「沿道サービス施設」に該当します。借受人は、昭和14年1月29日に設立した法人で、フランチャイズによるコンビニエン

ストアの経営を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、店舗1棟を建築、普通車29台、大型車2台の計31台の駐車スペースを確保する計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により、処理後敷地内浸透槽にて処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。また、外周はL字擁壁、メッシュフェンスを設置する計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集团的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第4号「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域に設置されるものに該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、現在使用している車両置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、新たに車両置場を整備する旨の申請です。譲受人は、平成9年4月1日に設立した法人で、自動車販売及び自動車修理業等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷とし、25台分の車両置場を確保する計画となっております。計画によると、これまで新車の販売を主な業務としておりましたが、中古車販売の受注が増えたことから、車両置場の確保が必要となり、本社から約1キロメートルと好立地かつ近距離である申請地を選定することに至ったものです。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人が園芸用土を採取するため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、平成28年6月23日に設立した法人で、園芸用土の採取を主な目的としております。計画によると、作業時間は午前8時から午後5時まで、保安距離については、隣接地から1.5メートルを設け、掘削角度は45度、掘削の深さは最大3.5メートル、周辺には防護ネットを設置し、出入口には鉄板を敷いて、常に清掃を心掛ける計画となっております。園芸用土の販売先については、鹿沼市の法人3社となっております。埋戻し用土については、自社が所有する鹿沼市の土砂4,108.5立方メートルを用い、表土については、申請地

の表土50センチを利用する計画です。使用する重機等については、自社所有のバックホウ2台、10トンダンプ1台を使用する計画となっております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前々回地は、壬生町の畑7,306平方メートルを令和3年9月9日に許可を受け、農地に復元されており、前回地も、壬生町の畑1,600平方メートルを、令和5年7月19日に許可を受け、農地に復元しております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっております。金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農振農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。また、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は現在の農地同様の耕作可能な農地に復元し、農業委員立会いのもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されていることから、特に条件を付す必要はないと思われま。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、既存の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、新たに資材置場を設置する旨の申請です。譲受人は、昭和60年1月11日に設立された法人で、土木・建築・電気工事等を主な目的としており、東京電力の鉄骨建築等を行っております。事務所と現在の資材置場は上三川町にありますが、現在の資材置場も手狭であることや、今後10年以上、姿川地区を中心に事業を行う予定があるため、この土地を選定に至ったものです。土地利用計画については、敷地内を整地した後、鉄板200枚、鉄骨100本、バックホウ3台、作業車3台等を置く計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和6年1月16日付で農振農用地から除外され、除外後は小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール156枚を設置し、年間発電量93,545キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算しますと、経費等を除いた年間の利益

は85万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第15号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和4年12月8日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール180枚を設置し、年間発電量111,541キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算しますと、経費等を除いた年間の利益は81万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしているとして調査しております。

議案第16号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人が申請地を売買により取得し、新たに自動車修理置場を建築する旨の申請です。譲受人は、令和元年5月24日に設立した法人で、自動車販売及び自動車修理業等を主な目的としております。譲受人は、現在、那須烏山市において自動車修理業を営んでおりますが、那須烏山市での顧客が減少していることなどから、会社の所在近辺で自動車修理工場を建築する旨の申請となりました。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、自動車修理工場1棟を建築するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。外周は土留めブロックを設置する計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により、処理後敷地内浸透槽にて処理する計画で、雨水は敷地内に雨水浸透槽を設置し、自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付され

ております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第10号から16号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第10号から16号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第17号及び18号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第17号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、自動車修理工場が手狭なため、申請地を売買により取得し、敷地を拡張して車両置場として利用する旨の申請です。譲受人は、平成10年2月23日に設立した法人で、中古車販売及び自動車整備等を主な目的としております。譲受人は令和2年10月2日付で農地法第5条の許可を受け、申請地に隣接する土地に自動車修理工場を建築し、経営しておりますが、事業拡大に伴い、車両置場が不足することから、敷地を拡張する計画に至ったものです。土地利用計画については、敷地内は砂利敷とし、大型車両7台分のスペースを確保するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第35条第5号「既存敷地の拡張」で、申請地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るに該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、既存の資材置場を閉鎖したため、申請地を売買により取得し、新たに資材置場を整備する旨の申請です。譲受人は、昭和57年6月11日に設立された法人で、土木工事等を主な目的としております。譲受人は、日光市猪倉に7,000平方メートルほどの資材置場がありましたが、日光市での受注が少なくなったことや資材置場の面積自体も大き過ぎることなどから、既存の資材置場を売却し、会社の所在近辺で1,000平方メートル以内の場所で選定するに至ったものです。

土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、土砂、碎石のほか、トラックやバックホウなどの重機等を置く計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第17号及び18号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第17号及び18号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第4「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第19号から8ページ37号までの19議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第4「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、御説明いたします。相対による契約になります。

議案第19号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第20号、21号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第22号、23号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。

7ページ議案第24号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第25号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第26号から8ページ議案第37号は、河内地区の計画です。田の貸し借りです。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第19号から37号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号から37号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第38号から15ページ142号までの105議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するま

で退出していただく議案がいくつかありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。まず、11ページ議案第78号については、15番委員が所有者となっておりますので、審議が終了するまで15番委員に退出していただきます。

委員 (15番委員退出)

議長 それでは、議案第78号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第5「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、御説明させていただきます。集積計画一括方式による契約になります。11ページ議案第78号を説明いたします。議案第78号の所有者は、議席番号15番委員でありまして、姿川地区の計画です。田の貸し借りになります。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第78号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第78号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第78号が終了しましたので、15番委員に入室・着席していただきます。

委員 (15番委員入室)

議長 次に、議案第84号及び85号については、7番委員が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで7番委員に退出していただきます。

委員 (7番委員退出)

議長 それでは、議案第84号及び85号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第84号、85号を説明いたします。議案第84号、85号の借受者は議席番号7番委員が経営する法人でありまして、城山地区の計画です。畑の貸し借りになります。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第84号及び85号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第84号及び85号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第84号及び85号が終了しましたので、7番委員に入室・着席していただきます。

委員 (7番委員入室)

議長 次に、13ページ議案第109号から111号までの3議案については、11番委員の親族が借受者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきます。

委員 (11番委員退出)

議長 それでは、議案第109号から111号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ議案第109号から、議案第111号を説明いたします。議案第109号から議案第111号の借受者は、議席番号11番委員の親族でありまして、上河内地区の計画です。田の貸し借りになります。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第109号から111号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第109号から111号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第109号から111号が終了しましたので、11番委員に入室・着席していただきます。

委員 (11番委員入室)

議長 審議済の6議案を除く、議案第38号から142号までの99議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページ、議案第38号から43号は、平石地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第44号から50号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが5件、畑の貸し借りが2件です。

議案第51号から10ページ議案第59号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第60号から63号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第64号から73号は、雀宮地区の計画です。なお、議案第73号は、姿川地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りが8件、畑の貸し借りが1件、田と畑の貸し借りが1件です。

議案第74号から11ページ議案第78号を除く、議案第79号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第80号から83号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが1件です。

議案第86号から89号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。

12ページ議案第90号から95号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第96号から102号は、富屋地区の計画です。なお、議案第96号は、国本地区の1筆を含む計画です。田の貸し借りです。

議案第103号から13ページ議案第108号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第112号～14ページ議案第123号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第124号から15ページ議案第142号は、河内地区の計画です。田の貸し借りが18件、畑の貸し借りが1件です。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 審議済の6議案を除く、議案第38号から142号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の6議案を除く、議案第38号から142号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。
委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。16ページを御覧ください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について、議案第143号から145号までの3議案について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」、御説明させていただきます。

議案第143号は、横川地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、上横田町の田4筆計2、202㎡を売買により取得するものです。

議案第144号は、雀宮地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人外2名から、雀宮町の田1筆1、725㎡を売買により取得するものです。

議案第145号は、河内地区の計画です。譲受人の県公社が、譲渡人外1名から、下田原町の田1筆1、330㎡を売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第143号から145号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第143号から145号について、「計

画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。日程第7「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第146号から202号までの57議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。19ページ議案第188号及び189号については、2番委員が耕作者となっておりますので、審議が終了するまで2番委員に退出していただきます。

委員 (2番委員退出)

議長 それでは、議案第188号及び189号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、19ページ、議案第188号及び189号を説明いたします。議案第188号、189号の借受者は、議席番号2番委員でありまして、上河内地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、耕作者を2番委員に変更するものです。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第188号及び189号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第188号及び189号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第188号及び189号が終了しましたので、2番委員に入室・着席していただきます。

委員 (2番委員入室)

議長 審議済の2議案を除く、議案第146号から202号までの55議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第146号、147号は、清原地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第148号は、瑞穂野地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第149号から、18ページ議案第172号は、瑞穂野地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第173号は、雀宮地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作し

ておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第174号は、雀宮地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第175号から180号は、城山地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第181号は、国本地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第182号、183号は、国本地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第184号、185号は、豊郷地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第186号は、豊郷地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第187号は、豊郷地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

19ページ、議案第190号は、上河内地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第191号は、上河内地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第192号は、上河内地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第193号は、河内地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

議案第194号から202号は、河内地区の計画です。県公社から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者から、別の耕作者へ耕作者を変更するものです。

これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

- 議長 審議済の2議案を除く、議案第146号から202号について、質疑願います。
- 委員 (意見等なし)
- 議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の2議案を除く、議案第146号から202号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないので、そのように決定します。20ページを御覧ください。報告

事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第9回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時05分)